

特 254
11

橘 純一 修

註 頭
公 事
根 源
略



始



例言

この冊子は官吏の年中行事中、重要なものの概要を知らしめる目的で、一條兼良公の著なる公事根源を抄略したものである。抽出した一節のうちでも、わかりにくい語句や、又あまり必要でもないと思つた部分は省略した。



次に官廷年中行事の主要な参考書を挙げておく。

- | | | |
|--------|---------|-------------|
| 西宮記 | 源高明著 | 増訂故實叢書ニ收ム |
| 北山抄 | 藤原公任著 | 同 |
| 内裏式 | 藤原冬嗣等著 | 同 |
| 内裏儀式 | 著者不詳 | 同 |
| 儀式 | 著者不詳 | 同 |
| 江家次第 | 大江匡房著 | 同 |
| 建武年中行事 | 後醍醐天皇御撰 | 同 |
| 同 略解 | 谷村光義註 | 増訂故實叢書ニ收ム |
| 同 証解 | 和田英松註 | 明治書院發行 |
| 公事根源 | 藤原兼良著 | 日本文學全書其他ニ收ム |



例言

同 新釋 關根正直註

古事類苑歳時部 佐藤誠實等輯

延喜式(四時祭) 藤原忠平等著

禁秘抄 順德天皇御撰

禁秘抄考註 牟田橋泉註

禁秘抄講義 關根正直註

右の外、國史大辭典(早川純三郎等著、弘文館發行)、古事類苑神祇部及び政治部なども参考に便なることいふまでもない。

六合館發行

神宮司廳發行

國史大系、日本古典全集等ニ收ム

群書類從ニ收ム

増訂故實叢書ニ收ム

六合館發行

註頭 公事根源略

目次

正月	一頁	二月	八
四方拜(一日)	一	釋奠(上、下、日)	八
朝賀(同)	一	祈年祭(二月四日)	九
小朝拜(同)	一	三月	九
元日の節會(同)	二	曲水宴(三日)	九
内侍所の御供(同)	四	石清水臨時祭(中、午、日)	一〇
子ノ日ノ遊(初子日)	五	四月	一一
白馬ノ節會(七日)	五	更衣・孟夏ノ旬(一日)	一一
御齋會(八日―十四日)	六	灌佛(八日)	一一
眞言院の御修法(同)	六	賀茂祭(中、酉、日)	一二
兼召の除目(十一日―十三日)	七	五月	一三
賭弓(十八日)	七	五日ノ節會(五日)	一三
神祇官獻御贖物(三十日)	七	端午ノ節(同)	一四

目次

最勝講(不定)	一四	十月	更衣・孟夏・旬	二三
六月	一五	更衣・孟夏・旬	二三	
月次祭(十一日)	一五	承子ノ餅(上ノ亥日)	二三	
神今食(同)	一五	射場始(五日)	二三	
大祓(三十日)	一七	繼尊會(十日)	二四	
七月	一七	十一月	二四	
乞巧奠(七日)	一七	五節(中ノ五ノ卯日)	二五	
孟蘭盆(十四日)	一八	鎮魂祭(中ノ寅日)	二六	
相撲(廿六・廿八・廿九日)	一九	新嘗會(中ノ卯日)	二六	
八月	二〇	聖明節會(中ノ辰日)	二七	
釋奠(上ノ丁ノ日)	二〇	賀茂ノ臨時祭(下ノ酉日)	二八	
石清水放生會(十五日)	二〇	十二月	二八	
駒牽(十六日)	二一	月次祭・神今食(十一日)	二八	
九月	二二	御佛名(十九日・廿一日)	二八	
聖陽ノ宴(九日)	二二	荷前(不定)	二九	
例幣(十一日)	二二	内侍所ノ御神樂(不定)	二九	
		造・饗(三十日)	三〇	

公事根源略

正月之部

四方拜(正月一日)

四方拜といふ事は、元正寅の時に、すべらぎ^{ホシクラシヤク}屬星を唱へ、天地四方山陵を拜し給ひて、年災をも拂ひ、寶祚をも祈り申さるゝ儀にて侍るにや。清凉殿の東階の前、砌の外に御屏風を立てめぐらし、其の中に御空三所を設けその前に白木の机を置いて、香花・燈などを備へ、此の所にして御拜の儀式あり。

朝賀(正月一日)

是れを朝拜とも申すなり。辰の時に天皇大極殿^{ダイゴクデン}に行幸なりて行はせ給ふなり。群臣皆禮服^{レイフク}して、さながら御即位の儀式に同じ。

小朝拜(正月一日)

屬星を唱へ、子年の人は金貞^{キンテイ}・狼星、丑亥年の人は巨門^{コウモン}星、寅戌年の人は積存^{シクソン}星、卯酉年の人は文曲^{モンキョク}星、辰申年の人は廉貞^{レンテイ}星、巳未年の人は武曲^{ブキョク}星、午年の人は破軍^{ハクケン}星の名を唱へて拜す。これらは北斗七星の名である。

此の事は、唯臣下として元日にてあれば、天子を拜し奉るべき由申し請ひて行へる公事にて侍れば、さして朝廷の爲にも侍らず。關白・大臣以下すべらぎを奉拜儀にて、清涼殿の末座にて、四位・五位・六位に至るまで、袖をつらねて舞踏するなるべし。朝拜を略するによりて小朝拜とは申すにや。されば朝賀ある年は行はれざる事ならんかし。

元日の節會（正月一日）

小朝拜はてぬれば、内辨の大臣陣の座に着きて事を行ふ。ここに諸司ノ奏あり。諸司ノ奏とは、七曜の御曆・氷様・腹赤の奏などの事なり。七曜の御曆は中務省より奉る。日月火水木金土、此の七曜を注したる、よの常の曆なり。氷様は宮内省より奉る。去年氷を收めたる所々の様を、今日節會の序に奏聞するなり。厚さ薄さいか程の寸法に侍るなど、こまかに奏して、其の様とて、近頃は石瓦のわれを奉るなり。氷の多くぬるは聖代のしるし、氷のぬめは凶年にて侍れば、今日もよく氷りてめでた

内辨の大臣 節會の際承明門内に於て事を辨備する大臣といひ、承明門外なるを外辨の大臣といふ。

き由のためしを奏するなり。

又腹赤の贅とて、魚を筑紫より奉るなり。腹赤とは鱒と申す魚のことなり。此の三色を奏するを、諸氏ノ奏とは申すなるべし。

刻限に臨みて、帝南殿に渡御なりて御帳の内につかせ給ふ。開門を仰せて、次第に外辨より進みて、諸卿承明門内に入つて南庭に列立す。内辨しきぬんを仰す。しきぬんとは敷居なり。堂上に敷きたる座に居よとの心なるべし。群臣昇殿着座す。内辨御膳を催す。下殿して之れを仰す。内膳これ供ず。三献の儀あり。一献に國栖歌笛を奏す。これは吉野の國栖人の事なり。應神天皇十九年十月に、吉野の宮に行幸ありし時、國栖人参りて一夜酒を奉りて、歌をうたひける。今の國栖の奏とて、歌を薩ひ笛を吹きならすは、吉野より年の始に参りたるといふ心なり。二献には御酒の勅使の儀あり。三献に立樂各、二曲を奏す。事はて、祿を賜ふ事あり。

しきぬん 「しきぬん」の音使。御酒の勅使 内辨が參儀一人に命じて侍從以下帷舎に居る臣下に御酒を賜はる旨傳へる使を立てるさいふ。立樂 若部・雅樂の官人が、樂人を率ゐて入り、樂中に立ちて奏樂すること

内侍所御供(正月一日)

これは毎月に供せらるゝなり。この内侍所と申すは三種の神器の其一つなり。ちはやぶる神代の事にや。天照大神の天の磐戸をさし籠り給ひける時、石凝姥と申す神の鑄うつし給ふ日、神の御かたちの鏡なり。これを八咫の鏡となづく。其の後地神第三代天津彦彦火瓊瓊杵尊の葦原の國主となり給ひて天降り給ひし時、天照大神みづから三種の神寶を授け給ふとて、此の御鏡をば我れを見るが如くせよと宣ひしなり。代々の帝傳へて寶物とし給ひしに、人皇第十代崇神天皇の御時、此の御鏡を鑄かへられて、神代より傳はりし御鏡をば、伊勢國五十鈴の川上に崇め申さる。是れ即ち今の伊勢皇太神宮なり。さて彼の新造の御鏡をば皇居に置き申さる。崇神天皇の御宇には漸く神威を恐れさせ給ひて別所に安置申さる。温明殿是れなり。今に至るまで神宮とひとしく崇め申されて、あからさまにも主上は神宮・内侍所の方を御あとにはせられ侍らぬ事なり。

り。今は内侍所に崇め申されて女官守護を致す。

彼の一日の御供は毎月の事なり。御即位の時はとりわきて供せらるゝ事あり。それは吉日をえらばる。

子ノ日ノ遊(正月初子の日を用ふ)

是れは昔人々野邊に出でて、子ノ日するとして松を引きけるなり。朱雀院・圓融院・三條院などの御時にも、この御遊はありけるにや。中にも圓融院の子ノ日させ給ひけるは、寛和元年二月十三日の事なり。路の程は御車なりしか。紫野近くなりて、上皇は御馬にめされけり。左右大臣以下皆直衣にて殿上人は袴衣なり。帷の屋を設け幔を引きめぐらし、小庭となして小松をひしと植ゑられたり。籠物・折櫃・檜破子やうの物を奉る。人々和歌を献ず。其の時の序者は平兼盛とかや。清原元輔・曾根好忠などいふ歌人どもにて侍りし。

白馬ノ節會(正月七日)

寛和元年 花山
天皇の御代。円
融院は時に上皇
であらせられた。

春を東郊に 禮
記月令に「天子
居青陽左个、東
鸞路、駕蒼龍
載青旂、衣青
表、……立春之日
天子親帥三公九卿
諸侯大夫以迎春
於東郊。」など
あるによつていつた
のであらう。

白馬の節會を、あるひは青馬の節會とも申すなり。其の故は馬は陽の
獸なり。青は春の色なり。是れによりて正月七日に青馬を見れば、年中
の邪氣を除くといふ本文侍るなり。禮記に、春を東郊に迎へて、青馬七
足を用ゐるとあり。儀式などは大かた元日に同じ。

御齋會（正月八日—十四日）

これは大極殿にて八日より十四日まで七ヶ日の間、最勝王經を講せら
れて、朝家を祈り申し侍るなり。この經とりわけ國家を護持する功能
あるによりて、あら玉の年の始にはまづ講せらるゝにや。

眞言院の御修法（正月八日—十四日）

これも今日より七日行はる。今年金剛界なれば、明年は胎藏界、年々
にかはるゝ修せらる。後七日の御修法とはこの事なり。天長六年に弘
法大師大唐の内道場に准じて眞言院を宮中に申し立てられて、承和元年
より大師すなはちこの法を始め行はる。

縣召の叙目（正月十一日—十三日）

縣召には外官をむぬと仕せらるゝなり。外官とは諸國の司にて侍る。
みなかを縣とは申すなり。式日は十一日より始まりて十三日まで三ヶ日
なり。

賭弓（正月十八日）

これは天子弓場殿にのぞみて弓を御覽するなり。棚を築き射をかけて、
左右近衛・左右兵衛四府の舍人どもの射侍るなり。左右の大將射手を奏
せらる。勝の方は負の方に罰酒を行ふ。又勝の方は舞樂を奏す。大かた
近衛の管領にてあれば、事はて、後、大將射手に饗をたぶ。これをかへ
りあるじといふなり。又殿上の賭弓とて、臨時に弓を御覽する事あり。
それは殿上の侍臣どもの射侍るなり。

神祇官獻御贖物（正月三十日）

これは毎月のつごもりに奉る。御麻をも同じく供ず。贖物は身の禍を

十哲 類淵・関子
宴 再伯牛・仲弓
宰我・子貢・冉有
季路・子游・子夏
宴・穂の座 饗を
備へた座で論議問
答するを宴座と
いひ、その後別室に
て詩を講ずるを
饗座といふ。
ふんやのつかで大
學祭。
禮記… 禮記王制
に「天子… 出征、
有罪、反、釋、奠、于
學、以、饗、餼、也、
とある古註に「釋、
菜、奠、幣、禮、先
師、也」とある。

あかふ物といふ心なり。人形を作りて身の代とする事おなじ心なるにや。

二月之部 釋奠（二月上、丁ノ日）

是れは年に二たび、二月と八月とにあり。上の丁の日必ず行はる。もし日蝕・國忌・祈年の祭などにあたれば中ノ丁にあり。大學寮にて行はる。孔子并に十哲の影を祭らる。上卿・辨・少納言など参りて、廟拜に立ち、宴・穂の座につく。文章博士題を出だす。孝經・禮記・毛詩・尚書・論語・周易・左傳、年にめぐりて用ゐらる。

あくる日釋奠の昨オノまゐらす。藏人もちて朝餉アサケレの前に進む。藏人又一人、御手水の間の方の黃子スノコにて、「あれは何ぞのものぞ」といふ。藏人答へて、「ふんやのつかさの奉れる昨日の釋奠の昨オノと、そ文字を長くいひて、高く捧げもちて簾中に入るなり。禮記の王制ノ註に、菜を釋トキ、幣を奠オキて、先師を禮すとあり。此の故に釋奠とはいふなり。

祈年祭（二月四日）

これは太神宮以下、三千一百三十二座の神を祭らせ給ふ。其の所のたしかならざるもあり。國々におの／＼幣をつかはさる。諸國にも、年ごひの祭をば行ふなり。神祇官にて行はる。辨、かぬてより諸國のめし物を催しとのふ。白猪白鷄やうの物なり。天武天皇四年二月に始めて此の祭あり。大かた祈年の祭・月次兩度・新嘗祭をば、四ヶ祭として國の大事とするなり。

三月之部

曲水宴（三月三日）

是れは、昔王・卿など参りて、御前にて詩を作りて講せられけるにや。御溝水ミカハミツに盃をうかべて、文人以下是れをのむよし、康保の御記にのせられたり。又、顯宗天皇元年三月上ノ巳ノ日、後苑に幸して、めぐり水の豊のあかりきこしめすと、日本紀にあり。

三千一百… 神祇官
で祭る神七百三十七
座、これを官幣といひ、他の二千三百九十五座は、國々の國司がこの日祭る。これを國幣といふ。
白猪… 祈年祭は多くの神を祭るのであるが、中には最も主要な神として御年の神には特に白馬・白猪・白鷄を供へる。この特殊な三牲を供へるのは、即ち支那の影響であらうといふ。
康保の御記 村上
天皇の御日記

石清水臨時祭(三月中旬ノ日)

まづ二月の比より奉行の藏人・使・舞人を申し定む。中の辰の日試樂の事あり。御殿の孫廂に御椅子ゴイシたてて出御あり。公卿、召によりてスノコ簀子。

御殿 清涼殿。
簀子 清涼殿東面。
孫廂 外側。
長橋 清涼殿東南隅より、仁壽殿の方に連る長廊。
壁の下 南廂の壁下。
滝口 清涼殿の北。御清水の段をなして落つる所。
竹ノ臺 清涼殿の北角の東。吳竹を植置た所。
陪從 衆士等。
近衛の召人 將曹。
府主等の中音樂の役を命ぜられた者。
求子 東遊の四名。



求子モトコうたひ、こと・笛・箏・箏の音をあはす。舞人まひ終はりて、大比禮かへしうたひて、舞ひ絶えずしてまかり出づ。

天慶五年四月廿七日、始めて此の臨時の祭はありき。これは過ぎにし年、將門が亂逆の事ありし時祈り申されけるに、八幡大菩薩、みづから

大比禮 回前。

彼の將門が首をきり給ひけるとなん。其の報賽のために、臨時ノ祭を奉らる。然るに天祿二年三月より、毎年の事にはなり侍るなり。次の日タツ還立の儀あり。

四月之部

更衣・孟夏マウカ旬カウジツ(四月一日)

けふは衣かへなれば、宮中所々の御装束、掃部寮あらたむ。御殿の御帳のかたびら、表すゞしに胡粉にて繪をかく。壁代カベシロみを撤す。御疊なども新しきを敷きかふ。御服は御直衣、御衣すゞしの緩の御單・御張袴、内藏寮より奉る。

この日、天皇南殿に出御ありて臣下に御酒をたび、政をきこしめす儀あり。これを孟夏の旬といふ。

灌佛(四月八日)

御殿の母屋の御簾を垂れて、日の御座を撤して、其の跡に山形ヤマナカを立て

山形 置物。北に青龍の置物、南に赤龍のを立てる。

らる。佛の生まれ給ふけしきを造りて、絲にて瀧を落し、色々の造り物あり。北の方に机を立て、鉢五つに五色の水を入れらる。

舟づつみ 船形に
包むよるのと、
和田英松氏は云つ
て居られる。

公卿参り集りて殿上に候ふ。女房の布施ども色々に結ひたる華につけて風流などあるを、衣笠のふたに入れて臺盤所より出たさるれば、藏人とりて殿上の臺盤の上に置く。上達部我が布施の舟づつみを持って御殿の長押ナゲシの上なる白木の机に置いて、次第に座に着く。御料の御布施は紙を置かる。不参の人の布施、藏人おく。

導師の僧まうのぼりて、佛前の作法終はりて、鉢の水を一つに汲み合せて、まづ御導師灌佛す。公卿次第にすゝみて、笏をさし、膝行してひさごを取りて、水を汲みて灌佛して後禮佛す。導師布施給はりて退く。此の佛生會は、推古天皇より始まる。釋迦如來の俱毘藍城クビラにて生まれ給ひける時、天龍下りて水をそゝぎて、釋尊にあぶせ奉りし事を申すなり。

賀茂祭(四月中、酉ノ日)

未ヒツシの日、まづ上卿陣に着いて、六府を召して警固の由を仰す。當日の使は近衛の中・少將つとむ。昔夢の告げ侍りしより、けふ人々夢かつらの蔓カヅラをかくるなり。賀茂・松尾の社司、前の日より燃るべき所へ奉る。欽明天皇の御宇より此の祭は始まる。下鴨の御祖、上賀茂の別雷ワキイカサ二柱の神祭なり。この御社の神をば玉依姫と申す。賀茂、建角身命タケツノミの御むすめなり。

一月の神事 一ヶ月間の物忌・神事とは物忌の期間をいふ。

おほよそ、神事に大祀・中祀・小祀と申す事あり。一月の神事をば大祀といふ。大嘗會となり。三日の神事をば中祀といふ。今此の賀茂祭などなり。一日の神事をば小祀と申す。松尾・平野以下諸社の祭なるべし。

五月之部

五日ノ節會(五月五日)

天皇武徳殿に出御なりて、宴會を行はれ、群臣に酒を給ふなり。内辨

なども四節に同じ。人々皆あやめの鬘をかく。日蔭の鬘の如し。群臣に薬玉を賜ふ。五色の絲をもてひぢにかくれば悪鬼をばらふと申す本文侍るにや。其の後騎射の事あり。左右近衛馬に乗りて弓を射る。これをうまゆみともいへり。推古天皇の御宇より始まる。今は絶えて幾代にかなりぬらむ。

端午ノ節（五月五日）

高辛氏の……出典未詳。
屈原 周代楚の懷王に仕へた屈平。原は字。汨羅は川の名。この事蹟齊諧記に見えり。

けふ^{サマキ}粽を食ふ事あり。昔高辛氏の惡子。五月五日に舟に乗りて海を渡りし時、暴風俄に吹き浪に沈みけるが、水神となりて常に人を惱ます。ある人五色の絲をもて、粽をして海中に投げ入れしかば、五色の蛟龍となる。それよりして海神。人をなやまさず。漕ぎ行く舟も災難にあはずと申し傳へたり。又は屈原が汨羅に沈み、魚腹に葬せしを祭りし時の供物なりと申すにや。

最勝講（五月・不定）

まづかねて日次^{ヒサシ}を定めらる。四個の大寺^{東大興福寺・圓城}の僧の中に、稽古の聞えあるをえらびて定む。證義・講師・聽衆などあり。最勝王經を清涼殿にて講ぜらるゝなり。其の儀式など委しく記すに及ばず。一條院の御宇寛弘の比より始まる。五日の間の儀式日毎に同じ。

六月之部

月次^{ツキナミ}祭（六月十一日）

是れは先づ神今食^{ジンコウジキ}以前、上御神祇宮の北門の内、東の掖^{トク}に着きて、供神物の具^{カフ}否を尋ぬ。次に廳^{トウ}につきて事を行ふ。神祇宮の宮掌^{ミヤノヤツ}、祝詞を申す。本官の人みを木綿をつけたり。上御、壇下の薦の座につきて、御巫^{ミコトカサ}幣物を見る儀あり。これは六月・十二月に、二度諸社へ御幣を奉らせ給ふ事なり。弘仁年中に此の事始まる。

神今食^{ジンコウジキ}（十一月十一日夜）

御神事は一日より始まる。戌刻に中知院^{ナカチノイノ}に行幸あり。まづ大忌^{オホノミ}の御湯

東の掖 神祇宮の東合^{トクノイノ}といふ。廳 神祇宮の構内 中央なる正廳。
中知院 内裏の西に降る建物。
大忌の御湯 大忌は大方に齋齋したる官人、その供する湯。

小忌の御燈 小忌は
大忌の反對で、嚴密
に潔齋した官人。
その供する燈。
小忌を着る 小忌の
官人は白布に山笠で
草木塚鳥等の形を
摺った忌衣をつけ
る。これぞ小忌衣。
略して小忌といふ。
大床子 天皇の正式
の御膳をぬす時の
御坐床。
なうあひ 直會と書
き、ナホラヒともいふ。
神樂焼りて平常に
直る爲にぬす御食
事。
官主 神祇官の卜部
の勤める役名。

をぬす。卜にあひたる上卿、陣に着いて辨を召して諸司の具否を問ふ。
小忌御燈を供す。もとの火を消してともし改む。上卿・宰相・少納言・
外記・史、卜にあひたる人、小忌を着る。近衛司・藏人も着るべし。
行幸の時、御輿も葱花なり。中和院に行幸なりて、神嘉殿の大床子の
御座に着かせ給ふ。御湯の後、采女時をまうす。内侍髪あげて神座に参
りて寢具を供す。内侍退きて、神殿に入御あり。神座の東に巽向に半帖
を敷きて御座とす。主上御笏を正しくして着かせ給ふ。此の間の儀は人
知らぬ事どもなり。神のすごも・御すごもなど敷きて神膳を供せらるゝ
儀あり。白黒の御酒まゐりて本相にてそぐ。なうあひ(直會)の御は
ん、御酒参りぬれば、官主祝詞申す。御牛水は事始まらぬさきと、事は
てと二度あり。大かたは大嘗會の神饌の儀に同じ。
丑一つに、又曉の御膳まゐる。先の如し。神祇官にて行はるゝをりは
まづ官ノ廳へ行幸なりて、帛の御装束奉りて神祇官へなるなり。神饌の

官ノ廳 太政官の
廳。
十歳 神樂の四名。

程は、近衛の陣にて神樂あり。よもすがらうたひて、遷御の程御輿の左
右にうたひて供奉す。聲絶えす十歳をうたふ。此の神今食の儀は、年に
二度なり。伊勢天照大御神を勸請申されて、天子御みづから神饌を供せ
させ給ふにや。靈龜二年六月より始まる。

大 祓 (六月三十日)

大ばらへといふは、百官ことごとく朱雀門に集りて祓をし侍るなり。
六月・十二月、二たびあり。解除は觸織などの時もあり。神事を行ふ時
は臨時にも常にあれども、この大祓は百官一同に集りて祓をするなり。
またけふは家々に輪をこゆる事あり。
みな月のなごしの祓する人は十年の命のぶといふなり
此の歌をとのふるとぞ申し傳へ侍る。

七月之部

乞巧奠 (七月七日)

輪をこゆる 茅を以
て造れる輪をこ
るのである。

解除 「祓」に同じ。

まづ七日にすれば、藏人御調度を拂ひ拭ふ。夜に入つて乞巧奠あり。御殿の庭に机四脚を立て、燈臺九本おのおの燈あり。机の上いろいろの物すゑたり。箏の琴、ことぢ立て、これを置く。机の上、火取によもすがら空だきものあり。盥に水を入れて大空の星をうつす。天平勝寶七年より始まる。

おほよそ今日は牽牛・織女、二つの星の相逢ふ夜なり。烏鵲の天の川に來りて翼をのべ橋となして、織女を渡すよし淮南子に見えたり。乞巧といふ事も唐土より事起れり。七夕、祭とも云ふなり。香華を供、供御をととのへて庭上に文を置きて、棹の端に五色の絲を懸けて事を祈るに、三年の内に必ずかなふといへり。此の故に乞巧と申すなり。

孟蘭盆ウラハボン（七月十四日）

内藏寮御盆供をそなふ。晝、御座の南の間に菅圍壺一枚を敷く。主上ここに御拜あり。幼主の時はなし。天平五年七月に始めて孟蘭盆を大

膳職にそなふと見えたり。

自恣の僧 夏安居を終はつた僧。

供御人 貢進者の意か。

ことり使 郡領使と書く。事執り使の約といふ。

孟蘭盆は梵語なり。倒懸救器と翻譯す。倒懸はさかさまにかくると云ふ心なり。餓鬼の苦しみを思ふに、さかさまに懸けたらむが如し。救器は此の餓鬼の苦を救ふうつはものなり。佛弟子目連始めて六通を得て其の母の在所を見るに、餓鬼の中にあリしかば、これを悲しみて則ち釋尊に詣でて、此の苦を救はん事を求めしかば、七月十五日に、自恣の僧を*供養せば解脱をえんと説き給ひし由、孟蘭盆經に見えたり。

相撲*（七月廿六日、廿八日、廿九日）

是れは諸國の供御人を召し集めて、七日に相撲の節といひて、天子の御覽する事なり。まづ十六七日の間に、召仰オシヤカセあり。上卿勅を承りて、左右の次將に相撲あるべき由を仰せらる。左右の近衛、方を分けて國々へ使を下して相撲を召す。是れを、ことり使と申すなり。

廿六日に内取うちとりといふ事あり。主上仁壽殿に出御なる。左右の相撲人、

亂聲 鼓等を打
なうして歡呼する
をいふ。

二。
續鼻の上に狩衣袴をきて、一々にすまうをとりて勝負あり。廿八日に召
合あり。天皇南殿に出御なる。王卿参上す。大将相撲の姿をとり、十七
番とりて、勝の方亂聲あり。又廿九日に抜出とて、相撲をすぐりて御覽
せらるゝなり。

八月之部

釋奠(八月上ノ丁ノ日)

春二月におなじ。

石清水放生會(八月十五日)

内裏には異なる事なし。上卿・宰相・辨・衛府など男山にむかふ。宣命、
内藏寮の使にたまふ。抑々八幡大菩薩と申し奉るは、人王第十六代の帝、
應神天皇の御事なり。欽明天皇の御代に始めて神と願はれて、筑紫の肥
後の國、菱形の池といふ所に跡を垂れ給ふ。後は豊後の國宇佐の宮に鎮
まり給ひしかば、聖武天皇東大寺建立の後、巡禮し給ふべき由託宣あり。

仍て威儀をととのへて迎へ申さる。又神託ありて御出家の儀ありき。清
和の御時、大安寺の僧行教、宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男
山石清水に遷り住ませ給ふ。然ありし後は、行幸も奉幣も石清水に在り。
一代に一度宇佐へも勅使を奉らる。二所の宗廟と申すは、天照大神に八
幡大菩薩の御事なり。

さて放生會の起りしは、元正天皇の御宇、養老四年九月、異國襲來の
時、大菩薩の神力によて、たやすく異敵を退け侍りて後、大菩薩の託宣
に、合戦の間多くの人を殺しぬ。放生會を行ふべきなりとありしによて、
毎年に諸國にて此の事あり。

駒牽(八月十六日)

けふは信濃の勅旨の牧の馬を奉る。六十疋なり。もとは十五日にて侍
りしかども、朱雀院の御國忌に當るによて、十六日になさる。天皇南殿
に出御なりて、御馬を御覽す。

勅旨の牧 かぬて勅
旨により指定さ
れたる御牧。
朱雀院の... 朱雀
天皇は天曆六年
八月十五日山崩。

九月之部

重陽ノ宴(九月九日)

九月九日は節日にて侍れば、菊ノ花の宴行はるゝなり。是れは重陽ノ宴と申す。九月九日は、月と日と九陽の數にかなふが故に重陽とはいふなり。昔は天子南殿に出御なりて節會行はる。上達部御子たちより始めて、其の道のは、皆探韻たまはり、文作りて文臺にすゑて講せらる。又群臣に菊酒を賜はる。大かたは五日の節會に同じ。御帳の左右に茱萸シユの囊をかけ、御前に菊瓶を置く。又は茱萸の房を折りて頭にさしはさめば、惡氣をさるといふ本文あり。

茱萸 俗にグミといふ。

例幣(九月十一日)

一日よりけふに至るまで、僧尼・重*輕服の人参内せず。是れ大神事なる故なり。例幣とは伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ。毎年の御事なるに由て、例幣とは申すなり。昔は神祇官へ行幸なりて此の事行はる。祭主・

重輕服 父母君夫の喪二年をるを重服 近親者の喪五月以下を輕服といふ。

使の王 例幣供えたる王氏の人。

中臣・忌部・ト部など参りて御幣を請けとりて出づ。使の王御馬申す事など、常の奉幣の如し。此の事朱雀院の御時より始まる。

十月之部

更衣・孟冬マウタウジン旬(十月一日)

十月一日は、まづ御衣がへあり。掃部寮夏の御装束を撤して冬のに改め更ふ。天皇南殿に出御ありて節會あり。

彘子餅ヒノコノモト(十月上ノ亥ノ日)

此の餅は内藏寮より供へ奉る。朝餉にてきこしめす。十月の亥ノ日、餅を食すれば病なしといふ本説あり。この事いつ頃より始まるとも見えす。延喜式にも載せられたれば往古より、はやありける事ならむかし。

射場始(十月五日)

まづ此の月三日に左右衛門、弓場の棚ツツを築く。その日には天子弓場殿ユバドに出でさせ給ひて弓を御覽するなり。公卿以下束帯にてこれを射る。天

子御射席を敷かれて、弓矢を御座の左右の脇にたてらる。是れ群臣と齊しく弓を射たまふよしなり。

維摩會（十月十日）

是れは十月十日より十六日に至るまで七ヶ日の間、興福寺にて維摩經を講せらる。十六日は大纒冠の御忌日なる故なり。大纒冠病惱にをかされ給ひて、今はと見えさせ給ひける時に、百濟の尼、名をば法明といふ人あり。大臣に申さく、我れ大衆を持す。名を維摩經といふ。その經の中に問疾品といふ所あり。もし是れを讀誦し給はゞ御病は直らせ給ひてんと申すによて、則ちこの一品を誦するに、未だ誦しも終らざるに、大臣の御病直らせ給ひき。大臣稽首合掌して、生々世々大衆に歸依せんと誓はせ給ふ。然るに維摩會は和銅七年に淡海公興行せられて、于今絶ゆる事なし。

十一月之部

五節 按ずるに、俗に

三印と總稱するのは新嘗會を中心とした前後二聯の公事節會をいふものと思はれる。或らば、本書と別項とした聖明節會もこの祭の系列の最終をなすものとなり、五節は丑ノ日から辰巳ノ日に及ぶわけである。

びんだたら 曲名。
「びんだたら、あいがやうづいたれ、やれことうとう」と歌ふ。
大歌小歌 大歌は古風、小歌は當世風の歌だといふ。
淵畔 後世、無禮講などいふ如き意。

五節（十一月中ノ丑ノ日、丑二つの時は上ノ丑・寅・卯の日）

中ノ丑ノ日をば、五節の帳臺の試といふ。常寧殿にて主上御覽あり。五節の舞姫は五人なり。まみりの儀式あり。皆参りといのほりて帳臺に出御なり。殿上人ども脂燭に候ふ。主上御直衣に御指貫にて御香をめさる。主上の御指貫をめさるゝ事はこの時の外はなし。但し御鞆の時は帳臺の試に准じてめさるゝなり。

帳臺におはします程亂舞あり、^{*}びんだたらなど謡ふ。大歌小歌などいふ事あり。

寅ノ日は殿上の淵畔^{*チシギキ}あり。朗詠今様などうたひて、三献はてゝ亂舞あり。次第に笛をはきて北の陣をめぐりて、^{*}五節所にむかふ。この日御前の試あり。御殿の廂にて亂舞あり。昔は年々に行はる。今は大嘗會の時より外はなきにや。

卯ノ日は童女御覽、清凉殿にのして御覽す。下仕殿上にめす。抑々五

北の陣 南平門の陣
をいふが、こゝも又
輝門の陣であらう。
五節所 常寧殿を
る五節舞姫の控所。

節の舞姫のおこりは、昔天武天皇芳野の宮にましまして琴をひき給ひし
時、前の峯より天女あまくだりて、天の羽衣の袖を五度繰して、
さとのめどもをとめさびすもから玉を、袂にまきてさとのめさびすも
と誦ひけるとかや。感るを天平五年五月に、まさしく内裏にて五節の舞
はありけるとぞ。

鎮魂祭（十一月中、寅、日）

この祭は離遊の運魂をまねきて、身體の中府に鎮むる功能あり。

〔補〕神祇官の齋院にて行はる。西ノ刻大臣以下座に著き、神祇伯、樂
師等・御巫等を率ゐて参入。奏樂中、神部等相和して歌ひ、御巫の歌
舞あり。宇氣槽の上に立ち、梓を以て十たび槽の底を撞く。撞く毎に、
中臣は御魂ノ緒の木綿を一つづ結び、女藏人は案上に置ける天皇の
御衣を振り動かすなり。〕

新嘗會（十一月中、卯、日）

ひらで 葉鹽、柏の
葉を合せて皿の如く
したるもの。神供を
盛る。

新嘗會は神今食に同じ。ひらでの數十ニなり。其の外かはらず。是れ
は今年の初稻を神に奉らせ給ふ義なり。代の初には大嘗會といひ、年ご
とのをば新嘗會と申すなり。大かたは神代より事起れり。日本紀にも、
天照大神新嘗きこしめすと見えたり。

豊明節會（十一月中、辰、日）

是れは今年の稻を、神に奉らせ給ひて、君もきこしめし、臣下にも給
ふ故に節會行はる。新嘗の祭に参りたる上卿・宰相・辨・小忌をさる。

よべは諸司の小忌を束帯の上に着たるを、けふはうるはしく青摺を用ぬ。
る。上卿・宰相、外辨の上首を勤む。南殿の廂に兀子をまうけて、内辨
以下座につく。白酒黒酒の盃をとり、大歌、別當大辨催して、舞姫のほ
り、五度袖をかへして歸り入る。事に堪へたる上達部、五節所とぶらひ
て催馬樂などうたふ。節會の儀常の如し。

大嘗會の時は、辰、日を悠紀の節會、巳、日を主基の節會と申すにや。

よべは諸司の……新
嘗會には、諸上官
も、諸司の低い官
人の小忌衣と束帯
の上に引かけた拾葉
であつたが、今夜は
正式の山藍摺の小
忌衣を用ゐるの
意であらう。
兀子 一人一脚の脚棚。
大歌、別當 大歌所の
別當の略。大辨が
兼任するのであり
う。

賀茂、臨時祭(十一月下ノ酉日)

引直衣 道衣の一種、天皇に限り着御、神鞋、茶の椀で張つた御古。

額の間より 清涼殿の額をかけた下の間、即ち清涼殿東面の中央、「より」は「に」の意であらう。
度燎…朝倉・其輪 神樂の曲名。
仁壽殿の御本尊 觀音像である。

まづ兼日に試樂調樂などいふ事あり。當日の儀式、御禊、度の座など石清水に同じ。社頭の儀はて、使・舞人歸り参りて選立の儀あり。孫廂に御床子を立つ。御引直衣に御押鞋をめす。額の間より出御せさせたまふ。勸盃ありて神樂あり。度燎より始めて朝倉・其の駒までうたふ。神樂はてて祿あり。

十二月之部

月次祭・神今食(十二月十一日)

ともに六月の如し。

御佛名(十二月十九日―廿一日)

けふより廿一日まで三ヶ日なり。或は一夜も例あり。仁壽殿の御本尊を移して、御帳の中にかけて、南の額の間、又南北に机をたて、佛像塔形を置く。佛前に香華などを供ふ。廂に地獄變の御屏風を立つ。公

御廂に着す。初夜・中夜・後夜、おの／＼導師かはる。此の佛名といふは、三世諸佛の名號を唱へて、六根の罪を滅する心なり。

荷前(十二月・選吉日)

まづ十三日に、つかさ／＼を豫て定めらる。使は公卿のも、殿上人のもあり。次官副ひたり。荷前とは、十陵八墓に年の終りに幣帛を奉らせ給ふなり。まづ十陵の第一は天智天皇の御さ、ぎ、山城園山階にあり。その外は白壁天皇の田原のみさ、ぎ、桓武天皇の柏原の御陵、崇道天皇の八島の御陵、仁明天皇の深草の御陵となり。さのみは記すに及ばず。

内侍所、御神樂(十二月・不定)

主上行幸あり。まづ典侍・掌侍参る。すけは、わらは二人にて几帳をさ、す。内侍所に行幸なりぬれば、御拜。刀自祝詞など申す。此の間所作人南殿の西の方にて物の音あはす。内侍所の前に主殿寮横をひいて、

十陵八墓 十陵は次にあるとほり天智天皇以下十陵、八墓は多武峯の藤原鎌足、の墓以下皇室外戚の人々の八墓。
白壁天皇 光仁天皇。
崇道天皇 桓武天皇の太子であつた早良親王、故あつて廢せられたが、その麓後かく謚名せられたと申す。
刀自 内侍所の女官の名。
所作人 樂人。

人長 神樂の舞人といふ。
 ひざつき 膝突。又
 紙と書く。半帖の
 置。
 鈴鹿 皇室御料の
 知琴で、累代相傳
 の遺器。
 才の男 神樂の中
 間に、滑稽なる
 所作を演ずる役
 者といふのであら
 う。
 薦枕・午歳・早歌
 神樂の曲名。
 星 同上。
 承保 白河天皇御
 若世初期の年號。

仙華門 紫宸殿西
 北角より、清涼殿
 東庭の南端に連る
 小門。

官人 慶燎をたく。本末の座二行に設けたり。近衛ノ召人うしろに在り。
 人長末に横座なり。次第に座につく。人長進みてひざつきなど敷かせ、
 鳴高しなど戒めて、次第に召す。笛・箏・本末の歌・和琴、次第にひ
 ざつきに著きてつかうまつる。人長仰するに従ひて、笛・和琴・拍子、
 本に候ふ。末の拍子・箏は末に著く。和琴は位によらず、本の座の上
 に着す。鈴鹿を賜ふ故とかや。慶燎本末はて、人長かへり入る。採物は
 て、神の拍子あげて後、人長たちてかなづる、其の後勸盃あり。神
 神はて、又進みて、才の男めす。各々座の末より進みて跪きて還り著く。
 薦枕より午歳・早歌などはてぬれば、星仰せらる。星三首はてて朝倉・
 其駒をうたふ常の如し。祿を賜ふ。
 此の御神樂は一條院の御時より始まる。隔年に行はる。承保より年々
 の事になりけり。

追儼 (十二月三十日)

けふは儼やらふ夜なれば、大舍人寮鬼をつとめ、陰陽寮景文をもて南
 殿の邊につきて讀む。上卿以下これを追ふ。殿上人ども御殿の方に立ち
 て、桃の弓・葦の矢して射る。仙華門より入つて東庭をへて瀧口の戸に
 出づ。今宵御前に燈を多くともす。東庭・朝餉・臺盤所の前の砌に、燈
 臺を隙なく立て、ともすなり。追儼といふ事は年中の疫氣を拂ふこと、ろ
 なり。鬼といふは方相氏の事なり。四目ありて恐ろしげなる面をきて、
 楯をもち。又振子とて、廿人、紺の布衣着たるものを率して、内裏の
 四門をまはるなり。慶雲二年十二月に始まる。此の年天下百姓、多く疫
 癘になやまされ侍りし故なり。

公事根源略 終

附 略 源 根 事 公 頭 註

昭和十三年一月十一日印刷
昭和十三年一月十五日發行

領書價參拾錢

編輯兼發行者

東京市大森區久々原町二九五

橘 純 一

印刷者

東京市淀橋區東大久保三丁目三一

大塚 軍 三

終

